

運 営 規 程

訪問看護（介護予防訪問看護）

（事業の目的）

第1条 株式会社トーリツが開設する訪問看護ステーション新小岩事業所（以下「ステーション」という。）において実施する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師及び従事者（以下「看護師等」という。）が、居宅において療養を必要とする要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者に対して適正な訪問看護を提供することを目的とします。

（運営の方針）

- 第2条 利用者の心身の特性を把握し、利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、心身の機能の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるよう援助を行います。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者及び家族の意向を踏まえ、行政、保健、医療、福祉の各機関との連携を図り、適切なサービスの提供に努めます。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地は次の通りとする。

（1）指定訪問看護ステーション

名 称 : トーリツ訪問看護ステーション新小岩

所在地 : 東京都葛飾区東新小岩7-1-3-2F

（看護師等の職種、員数および職務内容）

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。

（1）管理者：看護師もしくは保健師 1名

管理者は、常勤かつ専任とし、ステーションの従事者及び業務の管理監督を一元的に行い、適切な事業の運営が行われるように総括する。但し、ステーションの管理上支障がない場合には、ステーションの他に職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事できる。

（2）看護職員：ステーションに勤務する看護師、准看護師、保健師は、常勤換算で2.5名以上になるように配置する。但し、1名は常勤でなければならない。准看護師を除く職員は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を担当する。

（3）理学療法士・作業療法士・言語聴覚士：ステーションの実情に応じた適当数を配置する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、下記に定める通りとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。但し、年末年始（12月30日から1月3日）を除く。
- (2) 営業時間：月～金 午前9時00分より午後6時00分までとする。
- (3) 電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

第6条 訪問看護の提供方法は次の通りとする。

- (1) 利用者が主治の医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
 - (2) 利用者又は家族からステーションに直接申し込みがあった場合には、主治の医師に指示書の交付を求めるよう指導する。
 - (3) 利用者に主治の医師がいない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、地区医師会、区市町村、関係機関に調整等を求め対応する。
- 2 指定居宅サービスに該当する訪問看護の提供方法は、次の通りとする。
- (1) 訪問看護の利用者の被保険者証により被保険者資格、要介護（要支援）認定の有無、要介護（要支援）認定の有効期間を確認し、被保険者証に介護保険法第73条第2項に規程する認定審査委員会意見が記載されている場合は、その意見に配慮して訪問看護を提供する。
 - (2) 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問看護を提供する。なお、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行う。
 - (3) 訪問看護の提供に際し、要介護認定等を受けない利用申込者には、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、行われていない場合には、利用者の意思を踏まえて、速やかに申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

(訪問看護の内容)

第7条 ステーションの訪問看護の内容は次の通りとする。

- (1) 症状、状態の観察、バイタルサインチェック
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (4) 褥瘡の予防、処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア(介護予防訪問看護は除く)
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(利用料)

第8条 ステーションは、基本利用料として介護保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。

介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額の1割、2割又は3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

2 ステーションは、基本利用料のほか以下の場合はその他の利用料として別表の額の支払を利用者様から受けるものとする。

(1) 訪問看護と連携して行われる死後の処置。

(2) 次条に定める通常の事業の実施地域を超えた場合の交通費は、路上直線距離を基準とした交通費を算出し徴収する。

※通常の実施地域を超えて1kmにつき110円(税込)

(通常の事業の実施地域)

第9条 ステーションが訪問看護の提供を行う通常の地域は、江戸川区及び葛飾区とする。

(緊急時における対処方法)

第10条 看護師等は、訪問看護実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治の医師に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講ずるものとする。

2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治の医師に報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第11条 ステーションは、利用者の人権の擁護・虐待等の発生又はその再発防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について看護師等に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

2 ステーションは、サービス提供中に、当該ステーション看護師等又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第12条 ステーションは、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録

するものとする。

(勤務体制の確保)

第13条 ステーションは、適切な訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第14条 ステーションは、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 ステーションが得た利用者の個人情報については、訪問看護の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(業務継続計画の策定等)

第15条 ステーションは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 ステーションは、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第16条 ステーションにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) ステーションにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
- (2) ステーションにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) ステーションにおいて、看護師等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第17条 ステーションは、利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合には速やかに区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 ステーションは、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第18条 ステーションは、訪問看護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 ステーションは、提供した訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の従業者からの質問若しくは照会に応じ、及び区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 ステーションは、提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

※窓口対応基本手順

①相談・要望・苦情等の受付 → ②問題内容の確認 → ③担当責任者への報告 → ④原因追求及び究明 → ⑤問題解決に向けた対応の実施 → ⑥再発防止及び改善措置 → ⑦利用者への報告 → ⑧記録の作成、保管及び責任者への報告

(その他運営についての留意事項)

第19条 ステーションは地域社会で重要な役割を担っていることを認識し、利用者及びその家族との良好な意思疎通を保持しつつ、看護師等の質的向上を図るため研究・研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 : 採用後1ヶ月以内
- (2) 定期研修 : 年 3回以上
- 2 看護師等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
但し、利用者や家族に同意を得た上でサービス担当者会議等において個人情報を使用する。
- 3 看護師等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、看護師等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、看護師等との雇用契約の内容とする。
- 4 ステーションは、訪問看護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。
- 5 この規程に定める事項以外に運営に関する重要事項は、開設法人とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規定は令和6年6月1日より施行する。